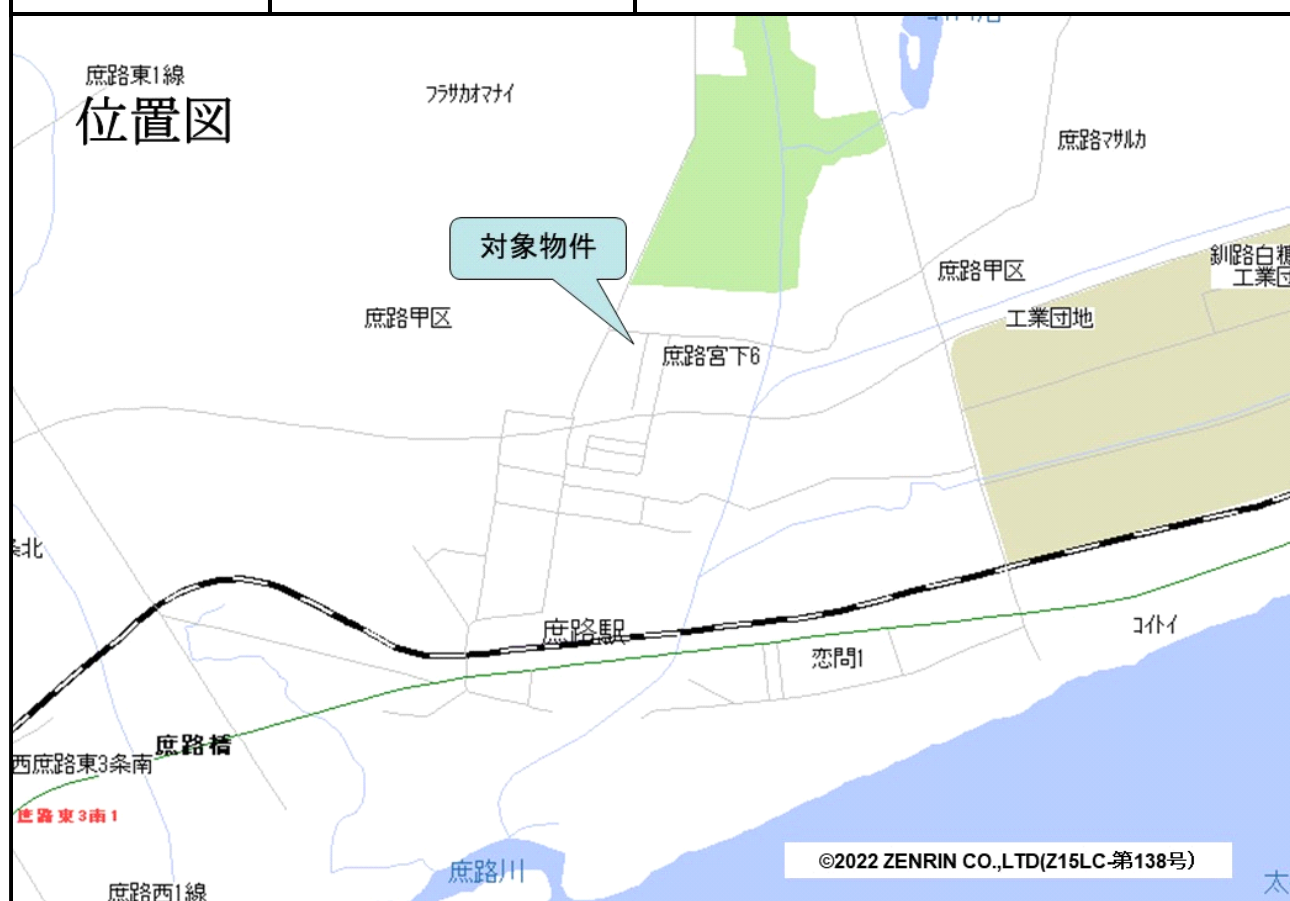


売却区分番号	3 6 5 4 - 3		
見 積 価 額	¥ 2 0 0 , 0 0 0	公 売 保 証 金	¥ 5 0 , 0 0 0
財 産 の 表 示	1 所在 北海道白糠郡白糠町庶路宮下六丁目 地番 1 番 2 2 地目 宅地 地積 258.22 m ² 以上登記簿による表示		
公 法 上 の 規 制	第1種中高層住居専用地域 日影規制（3時間－2時間） 建蔽率 60% 容積率 150%		
接 道 状 況	東側 幅員約3.5～4.0m舗装町道（建築基準法上の道路） ほぼ等高接面		
地 盤 ・ 地 勢	ほぼ平坦地		
使 用 状 況 等	雑木・雑草繁茂		
特 記 事 項	第三者所有の電線が一部はみ出している可能性がある。 東側町道の認定幅員は8mである。		
住 居 表 示 等	北海道白糠郡白糠町庶路宮下6丁目1番22		
最 寄 駅 等	J R（北海道） 根室本線 庶路駅 徒歩約11分		
そ の 他 事 項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留 意 事 項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。 3 執行機関（国）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 なお、売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。		

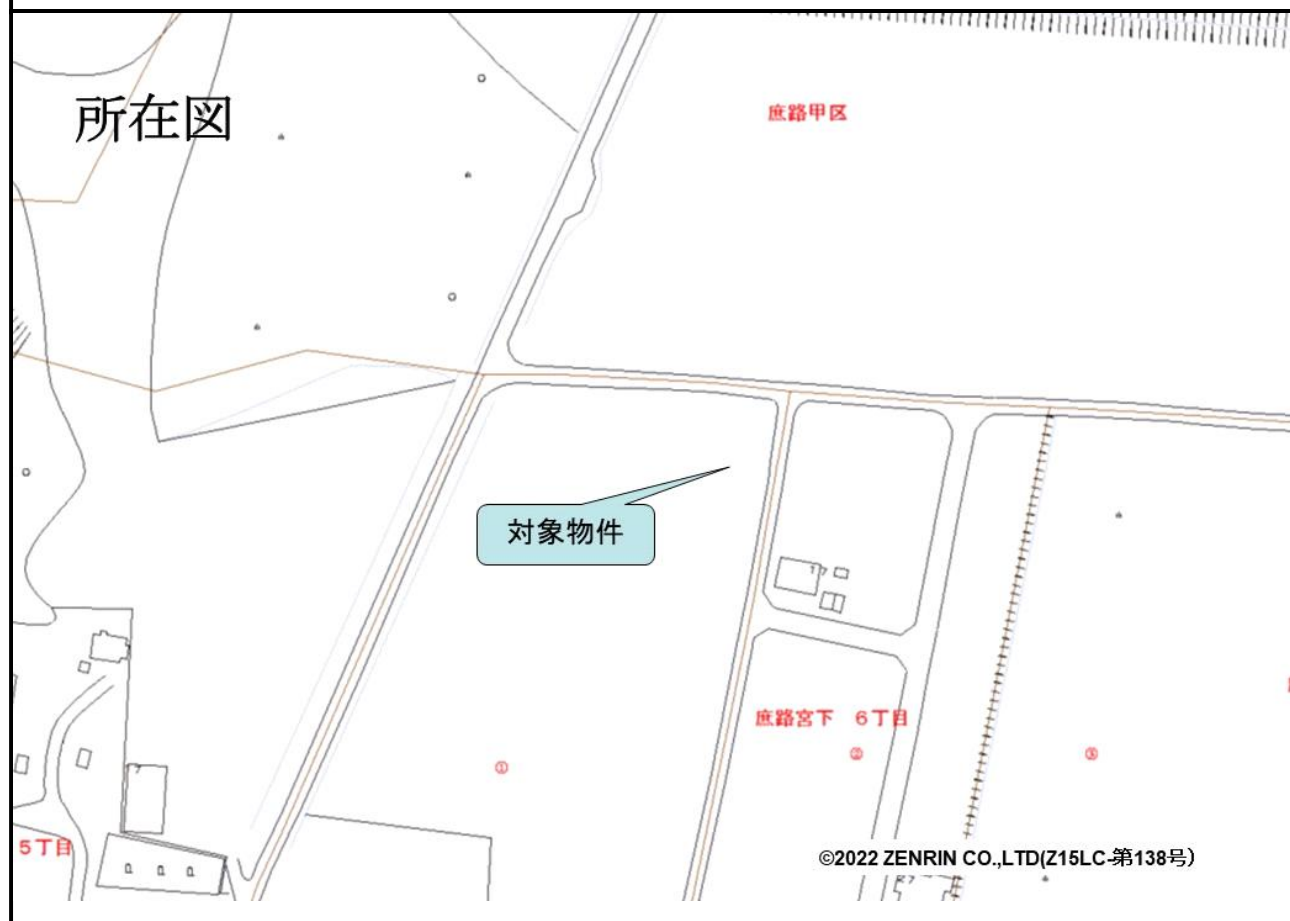
売却区分番号

3 6 5 4 - 3

位置図



所在図



売却区分番号

3 6 5 4 - 3

